

第 3 3 号議案

広報広聴事業の取扱いについて

広報広聴事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	20	協定項目名	広報広聴事業の取扱い
調 整 内 容			
<p>広報広聴事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 広報事業 広報紙については、市政及び地域の文化、伝統、祭りなど情報提供の充実を図るとともに、ホームページ、コミュニティFM、ケーブルテレビなどの広報手段を活用する。 なお、田主丸町の有線放送は、新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 広聴事業 広聴事業については、現在行っている事業は基本的に継続する方向で調整する。 また、相談事業については、久留米市の例により統一するが、開催場所・回数等は合併までに調整する。</p>			